

公害防止

基本的な考え方

トップランでは、公害防止に関して以下を基本的な方針としています。公害発生の防止は、経営の一環であり、重要な要素と位置付け、環境保全管理活動を最優先に進めることにより、公害発生を未然に防止します。万が一発生した場合には、速やかな公開・開示を含む対応と

もに再発防止を行い、類似箇所における発生防止対策の水平展開を行います。そのために、環境保全活動を主体的に進めることにより、公害の影響を早期に発見し是正していきます。

取り組み

■ 汚染防止の取り組み

各事業所のエコガード推進委員会では、法規制値よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで、環境負荷の低減と汚染の未然防止に取り組んでいます。

大気汚染防止のため、ボイラーなどのばい煙を発生する設備では、適正に燃焼が起きる条件下での運転を行っています。また、大気汚染防止法の規制対象設備については、回収装置で回収した有機溶剤の再利用や、燃焼装置の適正管理による排ガス処理効率の向上に努めています。

水質汚染の防止については、事業所ごとに水の使用量や汚染状況に応

じた排水処理施設を設置しています。排水量が多いエレクトロニクス事業分野の事業所では、排水リサイクルシステムを活用した水の回収・再生により、取水量と排水量の削減に努めています。

また、水質汚濁防止法の規制対象設備は、法に基づく構造基準の遵守、点検を実施しています。さらに、規制対象外の設備も含め、劣化状態の確認、更新を行い、薬液などの漏えいによる地下水汚染の未然防止に取り組んでいきます。

■ 教育

公害防止に対する教育は、事業所の全従業員に対して実施する「一般教育」、環境に著しい影響をおよぼす原因となる作業および可能性のある作業を実施するすべての従業員に対して「特定作業教育」、さらに発生が予測される緊急事態について、被害の拡大を防止するために緊急事態対応訓練を行っています。

■ 相談、苦情対応

ホームページ上に環境に関する相談、苦情受付の窓口として、「企業活動に関するお問い合わせ先」を設けており、いただいた相談、苦情に対して、広報を通じて環境保全活動の統括組織であるエコロジーセンターへ連絡、回答対応を行うように整備しております。

企業活動に関するお問い合わせ先

https://www.toppan.co.jp/inquiry/privacy_corporate.html

主な活動・関連情報

土壌、地下水汚染に対するモニタリング

■ 土壌、地下水汚染の浄化状況

事業所名	経緯	現在の状況
板橋工場(東京都板橋区)	六価クロム・トルエンによる地下水汚染	監視継続
新潟工場(新潟県新発田市)	ふっ素およびその化合物による土壌汚染	監視継続

■ 再開発に伴う法令条例などへの対応としての土壌汚染対策状況

土壌汚染対策法では、敷地の一定規模の工事や解体時に土壌調査を行い、自然由来のものであっても汚染が確認された場合は、対策工事等の対応を行うことが求められています。なお、事業所の再構築はこう

した法要求に該当する場合があります。法に基づく土壌調査を行い、汚染が確認された場合は、対策工事を実施しています。

事業所名	対策物質	対策内容	現在の状況
旧群馬工場(群馬県邑楽郡大泉町)	六価クロム化合物・鉛およびその化合物・セレンおよびその化合物	掘削除去および地下水浄化	完了 (地下水モニタリング(2019年11月まで))

汚染予防の取り組み、環境コンプライアンスへの対応

■ 汚染予防の取り組み

各事業所のエコガード推進委員会では、法規制値よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで、環境負荷の低減と汚染の未然防止に取り組んでいます。

大気汚染防止のため、ボイラーなどのばい煙を発生する設備では、適性に燃焼が起きる条件下での運転を行っています。また、大気汚染防止法の規制対象設備については、回収装置で回収した有機溶剤の再利用や、燃焼装置の適正管理による排ガス処理効率の向上に努めています。

水質汚染防止については、事業所ごとに水の使用量や汚染状況に応じた排水処理施設を設置しています。排水量が多いエレクトロニクス事業分野の事業所では、排水リサイクルシステムを活用した水の回収・再生により、取水量と排水量の削減に努めています。また、水質汚濁防止法の規制対象設備は、法に基づく構造基準の遵守、点検を実施しています。さらに、規制対象外の設備も含め、劣化状態の確認、更新を行い、薬液などの漏えいによる地下水汚染の未然防止に取り組んでいきます。

■ 環境コンプライアンスへの対応

社内環境データベースを活用して、法令・条例・協定などで定められている規制値超過のリスクの把握を行い、リスクが高い項目について事前に対応することで、規制値超過の未然防止を図りました。

しかし、2019年度は、法令・条例・協定などで定められている規制値超過が水質についてはBODに関して1事業所で2件、SSに関して1事業所で1件、臭気については1事業所で1件、騒音については1事業所で1件、合計5件発生し、いずれも設備やその管理方法の見直しなど、迅速に是正対策を行っています。是正対策後も新たな管理手順の標準化などを行い、再発防止に努めています。なお、水量(使用量、排出量)に関しての問題は確認されておりません。

また、生産活動で想定される緊急事態への対応訓練も都度見直し、環

境汚染の予防と未然防止に取り組んでいます。

2019年度に寄せられた苦情や問い合わせは騒音について1事業所で1件となり、近隣の方々にご迷惑をお掛けしました。騒音の発生源を特定し、低減させる対策を実施しました。

今後も継続して近隣の方々と十分なコミュニケーションを図りながら、管理の質的向上を推進していきます。

2019年度	法規制値超過	苦情・問い合わせ
件数	5件 (水質：BOD 2件、SS 1件、臭気1件、騒音1件)	1件 (騒音1件)